

平成29年度ETC2.0車載器購入促進助成金のご案内

ETC2.0車載器を対象とした高速道路料金の大口・多頻度割引最大50%継続に伴い、今後のより一層の輸送効率化が図られることから、ETC2.0車載器の購入に係る費用に対して、一部助成を実施することになりました。

つきましては、下記条件により別紙要綱に基づき実施しますのでご案内致します。

記

1. 申請期間 平成29年6月1日(木) ～ 平成30年2月28日(水)
(土日祝祭日及び休館日は除く)
※但し、平成29年3月1日(水)から平成30年2月28日(水)までに購入及び支払いが完了した機器を対象とする。
2. 助成金額 ETC2.0車載器：1台あたり 2,000円
※申請は、1事業者あたり20台を上限とする。
3. 対象機器 交付要綱第2条の要件を満たしたETC2.0車載器
4. 助成率 500千円
※申請期間内であっても、助成率に達した時点で打ち切り予定です。
5. 申請要領 別添の様式1「平成29年度ETC2.0車載器購入促進助成金交付請求書」に必要事項を記入し、①請求書及び領収証の写し(※リース・割賦は助成対象外)②装着証明書の写し③ETC車載器セットアップ証明書の写し④装着した車両の車検証の写し⑤ETCコーポレートカードの写しを添えて申請する。但し、新車に装着した時は、⑥仕様書等の写し(対象機器名、金額の記載のある書類)もあわせて添付する。なお、領収証を申請時に添付出来ない場合は、後日発行され次第速やかに提出すること。
6. 注 意 ①会員所有の県内営業ナンバーのETCコーポレートカードを利用している車両であること。
(※クレジットカード会社発行の法人カード利用車両は対象外)
②助成金は新たに購入した対象機器に対して行う。

[問合せ先] (一社)栃木県トラック協会 業務部
TEL028-658-2515 FAX028-658-6929

平成29年度ETC2.0車載器購入促進助成金交付要綱

一般社団法人 栃木県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、ETC2.0車載器を対象とした高速道路料金の大口・多頻度割引最大50%が継続されることとなり、今後より一層の輸送効率化が図られることからETC2.0車載器の普及促進を図り、一般社団法人栃木県トラック協会（以下「栃ト協」という。）が行う、ETC2.0車載器購入に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要事項を定め、適正かつ円滑に事業推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象となる車載器は、ITS-TEA（(一財)ITSサービス高度化機構）が認定したETC2.0車載器とする。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、ETCコーポレートカード（大口・多頻度割引制度対応カード）を利用し、対象車載器を新たに購入した会員事業者とする。なお、クレジットカード会社発行の法人カード利用のものは対象外とする。

- 2 会員事業者とは、助成金を申請する時点で栃ト協に加入している者をいう。但し、新規加入した事業者については、入会后購入したものを対象とする。
- 3 栃ト協会費等の未納がある場合は、その限りではない。

(助成交付額)

第4条 会員事業者が新たに購入・装着・セットアップした車載器に対して、車載器1台あたり2,000円を交付する。但し、申請は1事業者あたり20台を上限とする。

(対象期間)

第5条 平成29年3月1日(水)から平成30年2月28日(水)までに購入・装着・セットアップを完了し、支払いが終了したもので、ETCコーポレートカードが発行されているものを対象とする。

- 2 リース又は割賦契約により導入したものは助成対象外とする。
- 3 期間内であっても予算額に達した場合は、その時点で終了する。

(助成金交付請求)

第6条 助成金の交付を申請する会員事業者は、栃ト協が定める期日までに、別紙様式1「平成29年度ETC2.0車載器購入促進助成金交付請求書」により、

次の書類を添付し、栃ト協会長に対して請求をするものとする。

- ア 請求書及び領収証等の写し
- イ 装着証明書の写し（車両登録番号、車載器メーカー名、車載器型式、装着年月日、装着事業者名の記載のあるもの）
- ウ 装着車両の車検証の写し
- エ ETC車載器セットアップ証明書の写し
- オ ETCコーポレートカードの写し
- カ 仕様書等の写し（対象機器名、金額の記載のある書類）※新車装着時

（助成金の交付）

第7条 栃ト協は、前条の「平成29年度ETC2.0車載器購入促進助成金交付請求書」の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、本助成事業に適合すると認めた場合には、申請事業者に対して助成金を交付する。

（財産処分の制限）

第8条 会員事業者は、交付対象の車載器が購入の日から起算して1年を経過するまでは譲渡、交換、廃棄、貸付、又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ栃ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

（その他必要な事項）

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、栃ト協が別にこれを定める。

（助成金の返還）

第10条 栃ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他栃ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、栃ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

（附 則）

- 1. 本要綱は、平成29年4月1日より適用する。

平成29年度ETC2.0車載器購入促進助成事業対象機器一覧

平成29年4月1日現在

メーカー名	型 式	型式登録番号
パナソニック株式会社	CY-ET5000GD	2054
	CY-ET5010GD	3048
	CY-ET2000D	3013
	CY-DSR140D	2051
株式会社デンソー	DIU-A010	3018、3045
	DIU-A011	3019、3046
	DIU-A050	2032
	DIU-B040	2035
三菱電機株式会社	EP-A015SB	3012
	EP-E216SBG	3016
	EP-E216SB	3016
矢崎エナジーシステム株式会社	ETC-YP200	2055
	ETC-YP201	3049
	ETC-YD201	3026、3047
古野電気株式会社	FNK-M100	3035
	FNK-M100BV	3037
	FNK-M100RS1	3043
パイオニア株式会社	ND-ETCS10	3036
	ND-ETCS11	3038
	ND-DSRC3	3005
クラリオン株式会社	DSC012	2021
	DSC016	3020
富士通テン	DSC113	2035

※ ETCコーポレートカードとは、東／中／西日本高速道路株式会社がETCの利用を前提とした大口・多頻度割引制度のために発行するカードです。

ETCコーポレートカードのイメージ

(表面)



【契約者が協同組合の場合】

〇〇〇トラック運送事業(協)
 株)〇〇〇運送
 宇都宮100あ〇〇〇〇

様式1

平成 年 月 日

一般社団法人 栃木県トラック協会長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

印

平成29年度ETC2.0車載器購入促進助成金交付請求書

平成29年度ETC2.0車載器購入促進助成金交付要綱第6条の規程に基づき、関係書類を添えて助成金の支払い請求をします。

1. 交付請求額 金 円

装置メーカー名		国への 助成申請	有 / 無
型 式			
購 入 日	平成 年 月 日 ~ 月 日		
申 請 台 数	台		
助 成 金 額	@2,000 円 × 申請台数 =		円

※1事業者あたりの上限は20台までとする。

2. 添付書類 ①請求書及び領収証の写し ②装着証明書の写し
③装着車両の車検証の写し ④ETC車載器セットアップ証明書の写し
⑤ETCコーポレートカードの写し
※新車装着時：⑥仕様書等の写し(対象機器名、金額の記載のある書類)

3. 振込先金融機関

金融機関	本・支店名
口座名	口座番号(普通・当座)
フリガナ	

ご担当者名： TEL： FAX：

整理番号	
------	--